

## 議案第 28 号

### 北広島市税条例の一部を改正する条例について

北広島市税条例（昭和 25 年広島村条例第 14 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 3 月 19 日提出

北広島市長 上 野 正 三

#### 提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、令和 6 年能登半島地震による災害の被災者の負担の軽減を図るため、個人の市民税の特例措置を講ずるものです。

## 北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 略</p> <p>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</p> <p>第5条の2 <u>所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>2 <u>前項前段の場合において、第27条の3の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の</p>	<p>附 則 (個人の市民税の所得割の非課税の範囲等) 第5条 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例) 第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の</p>

改正後	改正前
<p>規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p>規定に該当する場合における第27条の3の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 29 号

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例について

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 34 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 3 月 19 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正等に伴い、保育の質の向上及び保育士の処遇改善を図る観点から、保育士配置基準等について、所要の改正を行うものです。

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員) 第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第29条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(職員) 第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>(職員) 第31条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師 <u>又は看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>
<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たって</p>	<p>(保育所型事業所内保育事業所の職員) 第44条 略</p> <p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはできない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たって</p>

改正後	改正前
<p>は、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>15人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>は、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>(小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第47条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね<u>20人</u>につき1人</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は<u>看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 保育士及び保育従事者(この条例による改正後の北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者をいう。)の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

## 議案第30号

### 令和5年度北広島市一般会計補正予算（第15号）

令和5年度北広島市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ124,722千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34,822,764千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和6年3月19日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 繰入金		937,025	124,722	1,061,747
	1 基金繰入金	937,025	124,722	1,061,747
歳入	合計	34,698,042	124,722	34,822,764



歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 土木費		4,615,961	106,400	4,722,361
	2 道路橋梁費	2,999,554	106,400	3,105,954
9 教育費		2,147,252	18,322	2,165,574
	5 保健体育費	790,832	18,322	809,154
歳 出	合 計	34,698,042	124,722	34,822,764

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋梁費	橋梁長寿命化事業	10,403
9 教育費	5 保健体育費	小学校給食運営経費	18,322

第3表 債務負担行為補正

(変更)

(単位:千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
市道維持及び除雪委託	令和5年度から 令和6年度まで 2年間以内	831,942	令和5年度から 令和6年度まで 2年間以内	938,342

令和5年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第15号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
20 繰入金	937,025	124,722	1,061,747
歳入合計	34,698,042	124,722	34,822,764

歳入

20款 繰入金

1項 基金繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
12 財政調整基金繰入金	549,085	124,722	673,807	1 財政調整基金繰入金	124,722	財政調整基金とりくずし 124,722
計	937,025	124,722	1,061,747			

20 繰入金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
7 土木費	4,615,961	106,400	4,722,361	0	0	0	106,400
9 教育費	2,147,252	18,322	2,165,574	0	0	0	18,322
歳出合計	34,698,042	124,722	34,822,764	0	0	0	124,722

歳出

7款 土木費

2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
2 除雪費	854,693	106,400	961,093		0		106,400	12 委託料	106,400	除雪対策経費 委託料 施設等維持管理委託	106,400 106,400 106,400
計	2,999,554	106,400	3,105,954		0		106,400				

9款 教育費

5項 保健体育費

4 小学校給食 運営費	319,088	18,322	337,410		0		18,322	12 委託料	18,322	小学校給食運営経費 委託料 施設等維持管理委託	18,322 18,322 18,322
計	790,832	18,322	809,154		0		18,322				

9 教育費

# 債務負担行為に関する調書



債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国(道)支出金	地方債	その他	
市道維持及び除雪委託	938,342	-	-	令和5 ～ 令和6	938,342	88,000			850,342